

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十月三十一日
外 水曜日

主 要 目 次

◇告示 二級建築士試験受験資格認定基準

◇告示 昭和二十六年度二級建築士試験について

◇公告 昭

告 示

◇鳥取縣告示第四百九十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五條第三号に規定する者の認定基準を次のように定める。

昭和二十六年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

二級建築士試験受験資格認定基準

一、専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による建築科の検定に合格した者又は土木科の検定に合格した後、建築に関して一年以上の実務

の経験を有する者。

二、実業学校教員検定ニ關スル規程（大正十一年文部省令第四号）による建築科の検定に合格した者、又は土木科の検定に合格した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者。

三、中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限二年以上の学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者。

四、実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による建築科又は土木科の検定に合格した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者。

五、小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限五年以上の学校、高等小学校を卒業したことを入学資格

01071

公 告

とする修業年限四年以上の学校又は中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限一年以上の学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して四年以上の実務の経験を有する者。

六、小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限三年以上の学校又は高等小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限二年以上の学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して五年以上の実務の経験を有する者。

七、小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限二年以上の学校又は高等小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限一年以上の学校において、建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して六年以上の実務の経験を有する者。

八、その他知事が建築士法第十五條第一号及び第二号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認めらるる者。

昭和二十六年度二級建築士試験公告
 建築士法第十三條の規定による昭和二十六年度二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和二十六年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一 受験資格

昭和二十六年十二月十五日までに次の各号の一に該当する者

一、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築に關する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者。

二、学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭

和二十六年十月三十一日

01072

和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者。

三、知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者。

四、建築に關して七年以上の実務の経験を有する者。

(1) 申込関係用紙の請求先

鳥取県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根元の各土木出張所（以下「土木出張所」という。）

（郵便で請求する場合は表に「二級建築士試験申込用紙請求」と朱書し、所要の郵便切手をはつた宛先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。）

(2) 申込書類の提出受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出して下さい。

イ、実務経歴書
 ロ、受験票
 ハ、証明書その他の書類

受験資格があることを証明する書類（これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類）又は建築士法第十五條第一号第二号に掲げるものと同以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

ニ、寫眞（受験票に添付するもの）

第二 申込手続

1 申込期日

昭和二十六年十一月一日から同年十一月二十日までです。（郵送の場合はこの期間内の消印のあるものに限りません。）

2 申込の方法

申込前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を寫し

